

平成24年第15回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成24年12月6日（木） 午前9時30分から午前10時07分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 2階 第2会議室	
出席委員	委員長	山田 喜一郎
	委員長職務代理者	小川 浩美
	委員	藤田 照治
	委員	藤田 正実
	教育長	山本 佳洋
事務局出席者	教育部長	安田 正治
	次長（管理担当）	大塚 文博
	次長（指導担当）	杉本 武一
	管理監（人権教育担当）	西川 比佐夫
	管理監（行政改革推進担当）兼教育総務課長	菊田 宗高
	こども未来課長	島田 俊明
	社会教育課長	矢田 良男
	こども未来課参事	井ノ口照美
	社会教育課参事	保井 晴美
	教育総務課総務企画係長	田原 聖史
書記	教育総務課長補佐	岡根富美代

議決事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

(1) 平成24年第14回教育委員会（定例会）会議録の承認

## 2. 協議事項

- (1) 議案第55号 平成24年第5回甲賀市議会定例会(12月)提出議案  
にかかると教育委員会の意見聴取について

## 3. その他、連絡事項など

- (1) 平成24年第16回(12月臨時)教育委員会について
- (2) 平成24年第17回(12月定例)教育委員会について
- (3) 平成24年第8回教育委員会委員協議会について

### ◎教育委員会会議

[開会 午前9時30分]

管理担当次長 それでは、ただ今から、平成24年第15回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

管理担当次長 はじめに、平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事で尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのお2人のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしく願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いします。

委員長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

いよいよ師走を迎え、ここ数日で寒気もひときわ厳しくなってきました。皆様方におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

本日は大変お忙しいところ、第15回教育委員会臨時会にご出席い

ただきまして、ありがとうございます。

12月は1年を締めくくる月です。今年一年を振り返り、自分自身の成長を見つめなおす時であります。充実した年だったか、目標は達成できたか、成果と反省をふまえ来年につなげていただきたいと思います。

だんだんと日がたつにつれ慌しさが増してきます。健康管理に留意していただき、また交通安全に十分努めていただきまして残りの日々を緊張感を持って過ごしていただくようお願い申し上げます。

委員長 それでは、資料に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに、1. 会議録の承認としまして、(1) 平成24年第14回教育委員会(定例会) 会議録の承認について、資料1に基づき、事前に皆様方のお手元に配布させていただいております。ご一読いただいたと思いますが、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(全委員 質問等なし)

委員長 特に質問等ないようでございますので、(1) 平成24年第14回教育委員会(定例会) 会議録の承認については、承認いただいたものとしします。

委員長 続きまして、2. 協議事項に移らせていただきます。(1) 議案第55号 平成24年第5回甲賀市議会定例会(12月) 提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、各担当課長より説明をお願いします。

社会教育課長 それでは、(1) 議案第55号 平成24年第5回甲賀市議会定例会(12月) 提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、資料2の議案第55号別紙2に基づき、甲賀市図書館振興北村昭三基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

(資料2 議案第55号別紙2により説明)

委員長 ただ今、説明のありました(1) 議案第55号 平成24年第5回甲賀市議会定例会(12月) 提出議案にかかる教育委員会の意見聴取

についてのうち、甲賀市図書館振興北村昭三基金条例の制定について、何かご意見、ご質問等ございますか。

委員                   ご寄付された金額はおいくらでしょうか。

社会教育課長   現在、遺言執行者の弁護士とやり取りさせていただいておりますが、裁判費用や弁護士費用等を除いての確定になります。大まかな金額でございますが、2億6,200万円あまりとなろうかと考えています。

委員                   北村氏は、なぜ甲賀市にご寄付いただいたのでしょうか。

社会教育課長   北村氏につきましては、亡くなられた際の住所は大津市でしたが、元々は信楽にお住まいで、旧町の役場に奉職されておられました。図書館をこよなく愛しておられたということで、甲賀市の図書館へと、ご遺言をいただいたということでございます。

委員                   北村氏の法定相続人はおられるかということと、新たにお名前を明記される基金条例を設けるのはなぜかということをお教えください。また、市として図書館以外にも名前を特定した基金はあるのですか。

社会教育課長   まず、相続人の関係でございますが、個人情報観点から、遺言執行者の弁護士の方からは聞き及んでおりませんので、ご承知願います。

また、基金条例の名前についてでございますが、遺贈いただくという行為そのもの、また個人としての遺贈が高額ということから、基金を計画的、適正に管理するために、お名前をあげさせていただいたということでございます。

また、他に市として名前を特定した基金があるかということでございますが、今現在はございません。

委員                   今後このような図書館への寄付金があった場合には、この基金に積立をしていくのですか。

社会教育課長   現在、図書館関係の寄付金は、ヒノデ文庫等をいただいておりますが、基金積立をせずに使わせていただいております。今回の件につきましては、なにぶん高額でございますので、年次計画を持って進めていきたいということでございます。

また、基金に「北村昭三」という名前がつきますので、ここに積み

立てるといふことは考えておりません。別途、そのときに考えさせていただくことになろうかと思ひます。

委員 今後、基金の管理運営をどのようにしていくのかといふことと、どのような用途に使用されるのか、教えていただきたいと思ひます。

社会教育課長 運用の部分でございますが、長いスパンのなかで計画的に、図書館サービスや、図書館を市民に親しんでいただくといふ部分で、私どもで協議させていただいて、有効に使わせていただくといふことを考えています。内容につきましては、図書といふとかなり大きく広がりますので、基金名のとおり、図書館を中心としたサービスに対する経費に充当させていただきたいと考えております。

委員 第4条において、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるほか、この基金に繰り入れるものとする。とありますが、他の基金と同様に一般会計に出して、毎年度執行していくのですか。それとも直接執行するのですか。

指導担当次長 基金には他にも教育振興基金等ありますけれども、運用につきましてはそれと同じようなかたちをとらせていただく予定です。

管理運営につきましては、基金で管理させていただきます。故人は図書館の振興のためにということでしたので、図書の購入、充実だったり、図書を読むサービスを提供をするための下準備であったり、そのようなかたちのなかで、計画的に基金から毎年一般会計に入れさせていただいて、そのなかで使わせていただくと、このように計画させていただいています。

委員 一般会計予算の中でプールされてしまうと、目的が薄れてしまうように思ふのですが。

教育部長 具体的に申し上げますと、一般会計のなかで基金繰り入れを行い、歳出側でその図書館費に充当するといふかたちです。明確に明示をしながら執行させていただきたいと思っております。

委員長 いずれにしても、大変高額なご寄付をいただくといふことで、ご遺

志に報いるようなかたちで、十分に考えて、有効に運営していただきたいと思います。

委員長 次に、（１）議案第５５号 平成２４年第５回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取についてのうち、訴訟事件の和解につき議決を求めることについて、説明をお願いします。

こども未来課長 （１）議案第５５号 平成２４年第５回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取についてのうち、訴訟事件の和解につき議決を求めることについて、資料２の議案第５５号別紙３に基づいて、説明させていただきます。

（資料２ 議案第５５号別紙３により説明）

委員長 今、ご説明いただきました、（１）議案第５５号 平成２４年第５回甲賀市議会定例会（１２月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取についてのうち、訴訟事件の和解につき議決を求めることについて、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 なぜ和解に応じることになったのですか。

こども未来課長 原告から、５月に和解案の提示がありまして、市では原告提示の和解案の内容を慎重に検討しました。結果、応じる必要はないとの結論に至ったところではございましたが、先程も申し上げたとおり、その後裁判所から、市及び原告の思い、考えを理解したうえで、早期解決を図るため、和解勧告があったところでございます。この和解案につきましては、市と法人で締結しました基本協定書に定められています市の取り組みを再確認するというような内容でありまして、和解により原告である保護者の不安が解消され、また、安心感をもっていただくことができると考えたために、今回和解に応じることとさせていただいたところでございます。

委員 ８回にわたる協議には、原告の保護者は出席されていたのでしょうか。

こども未来課長 ８回のうち、前半におきましては、原告代理人の弁護士のほか、保護者の方々も出席をされていたようですが、後半の第５回、第８回

につきましては、代理人の弁護士の方のみでございました。

委員 和解案において、年4回程度、市、学園及びPTAの3者協議を行うということになっていますが、具体的にどの時期に予定をされているのでしょうか。

こども未来課長 基本的には年4回程度ということで、四半期ごと、つまり3ヶ月ごとで開催すると考えておりますが、園におきましては、夕涼み会であったり、運動会であったり、親子遠足であったり、色々な行事等が前半に集中しているということもありますので、こちらの和解案のただし書きのなかにあるように、より効果的に会議を開催するというところで、必要に応じて柔軟に協議の場を設定し、対応していきたいと考えております。

委員 和解案において、「公立園に在園していた園児がこども園を卒園するまでの間、こども園開設から1年が経過するごとに、こども園における教育及び保育の内容について、検証を行う。」とありますが、具体的に何年間行われるのかということと、どうやって検証を行うのかということをお教えください。

こども未来課長 保護者にとっては来年度以降も不安があるということから、検証を継続的に行うものであります。公立園に在園し、今年度認定こども園に通っている子には、0歳児で在園していた子がいらっしゃいます。今年度1歳児ということで、その子どもさんが卒園するまで認定こども園にいと仮定すれば、最長で平成28年度までの4年間検証するということとなります。しかしながら、その間、例えば退園や転園をされ、旧公立園の在園児がいなくなれば、その時点で検証については終了ということで、期間が短くなるということも考えられます。

また、こういった検証を行うかということでございますが、1年経過後の最初の検証につきましては、やはり、公の教育、保育の引継ぎがしっかりとできているかどうかということと、そして全体的な体制面から問題がないなどの総合的な検証が必要と考えております。ただ、2年目以降につきましては、今後の園運営の状況であったり、保護者

の意見を踏まえながら、市としても内容を考察しまして、その都度検証の中身について検討してまいりたいと考えております。

委員 和解条項案の第4条に、「訴訟費用は各自の負担とする。」とありますけれども、裁判費用としては、人件費等の間接費用は別として、直接費用はどのくらいかかったのですか。

こども未来課長 訴えた側につきましては、色々と費用がございしますが、市としては、訴えられた方でございますので、ほとんど必要でないと考えております。この和解条項案の「各自の負担とする。」というのは、あくまでも法律の方で定められた費用でございしますので、例えば、市として必要な経費としましては、手続き等にかかる収入印紙代であったり、切手代、証人を呼んだ場合には証人にかかる謝礼であったり、今回はございませんが、鑑定をするなら鑑定費用等、そういった費用であります。今回は、訴えられた側でございしますので、収入印紙や切手代等は必要になってくるのですが、額としては小額であると考えております。

委員長 この裁判については、市の勝訴というかたちの上での、原告との和解と認識すればよいですか。

こども未来課長 そうでございます。

取消請求事件と並行しまして、執行停止の申立てがされていまして。取消請求事件というのは、いつ最終的な裁判所の判決が出るかわかりませんので、それまでに廃園されてはいけないということで、執行停止の申立てがされたのですが、それも大津地方裁判所では却下、大阪高等裁判所では棄却ということで、両方、市が勝訴しています。通常そういった流れを踏まえますと、請求事件も市が勝訴する可能性が非常に高いということがありますので、そういったところから、原告側から、一定の和解案が出てきたと思われまます。

ただ、当初の和解案を受け入れなかった部分については、こういった廃止処分を取消しするような行政訴訟は、一般的に訴訟上の和解になじまないということと、原告側から出てきた当初の和解案が、義務

を課すような内容が多くあったことがありました。市としては、市が行ってきた施策に間違いはないと考えておりましたので、当初は和解に応じなかったということをごさいます。しかしながら、裁判所から早期解決をとということもあり、また、和解案の内容についても、市の思いを十分に汲み取ったかたちで、基本協定書を履行するような意味合いがございましたので、当然市が行うべき内容のものとして、決して市として不利な内容にはなっていないということで、和解をしたいということをごさいます。

委員長 一応裁判としては結審を迎えたわけをごさいますけれども、いずれにせよ、子どもの環境、教育においては何ら変化はございませぬので、今後とも子ども達に対する教育につきましては、これまでと変わらぬ対応で、現場においても一生懸命努めていただきたいと思ひます。

さらに、3者協議におきましては、厳密な議論の中で、3者が上手くかみ合せて経営していけるよう、また、子どもの安全が図られるよう、最大の努力をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

委員長 他にご意見等ございませぬか。

(全委員 質問等なし)

委員長 それでは、ただ今の(1)議案第55号 平成24年第5回甲賀市議会定例会(12月)提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について、2案件とも、ご承認いただいたものとさせていただきます。

委員長 続いて、3. その他、連絡事項といたしまして、(1)平成24年第16回(12月臨時)教育委員会については、12月18日(火)午前8時30分から、(2)平成24年第17回(12月定例)教育委員会については、同日午前11時00分から、(3)平成24年第8回教育委員会委員協議会については、同日午前11時30分からでございますので、皆様お繰り合わせの上、ご出席いただきますようお願いいたします。連絡事項としましては以上でございます。

それでは最後に、教育長より一言お願ひします。

教育長

ありがとうございました。

本日は臨時会ということで、議会に提出します議案についてご審議をいただきました。1点目の甲賀市図書館振興北村昭三基金条例については、尊いご遺志を頂戴するというので、その遺志を重く受け止めているところです。課長が申しあげましたように、信楽を中心とした甲賀市の図書館を、心から愛していただいた現れとしてのご寄付ですので、しっかりと遺志を受け止めながら図書館のさらなるサービスの充実に努めていかねばならないと思っています。

もう1点は、長年、委員の皆様にもご心配をおかけしました訴訟事件の和解の件についてご審議をいただきました。十分説明をさせていただきましたのでご理解を賜ったと思っておりますが、市といたしましては、原告の皆さんも大切な市民であるという観点に立って和解に応じることに決めたわけでございます。委員長から、「今後とも3者がかみ合った中での安心安全、また良質な経営運営を」と指示をいただきました。今後もその点にしっかり留意し、十分協議を進めながら、子どもたちに安心安全な就学前の教育、保育が提供できるように努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申しあげましてお礼の言葉とさせていただきます。本日はありがとうございました。

委員長

それでは以上を持ちまして、平成24年第15回甲賀市教育委員会臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前10時07分]